

訪問介護基本報酬の見直しを求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や在宅介護を行う家族の生活を支えるうえで欠かすことの出来ない重要なサービスです。

今回の介護報酬改定では、特に、人材確保が厳しい訪問介護について、職員の処遇改善加算の率が高く設定された一方で、訪問介護基本報酬は引き下げられました。本市においても、6割を超える訪問介護事業所に影響が出ており、小規模な事業所などから「収入が下がり、経営がますます厳しくなる。」との声が上がっています。

6月5日の衆議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣は「地域の特性や事業所の規模などを踏まえ、改定による影響を十分に調査・検証し、丁寧に検討すべきものと考えている。」旨を述べられました。

よって、国におかれては、介護報酬改定による訪問介護事業所への影響について、早急に調査・検証を実施し、訪問介護基本報酬の見直しを行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣

提出日：令和6年7月1日

提出者：八幡市議会議員 福田佐世子

賛成者：八幡市議会議員 横須賀生也 田邊晴美 中村法子 山本邦夫
小北幸博 山口克浩

議決結果：令和6年7月1日原案可決